

平成30年 7月10日

大阪機械工具商健康保険組合
理事長 西野佳成
(公印省略)

「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害」 に係る災害救助法の適用に伴う健康保険の取扱いについて

今般の災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当該の災害により高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、及び岐阜県の被災地域に災害救助法の適用が決定されました。

このことに伴い、当健康保険組合組合員の方は、被害の程度（住家全壊・半壊以上相当）により、病院などへの受診に際して支払う窓口負担の免除等を受けられる場合がありますのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当健康保険組合までご相談ください。

大阪機械工具商健康保険組合業務係

TEL 06-6533-0215

※災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府HPにてご確認ください。

内閣府防災情報のページ「災害救助法の適用状況」

(URL)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuuio/kyuuio_tekiyou.html